

福岡国際音楽大学 学則

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 福岡国際音楽大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、音楽に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、音楽に関する指導者とその専門従事者を養成するとともに、音楽と社会を多眼的に捉え、音楽とそれを取り巻く文化、産業の発展に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第6条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に

必要な知識及び技能を習得・向上させるための研修の機会を設けることとその他の必要な取組を行う。

第2節 組織

(学部・学科)

第7条 本学に、次のとおり学部を置き、教育研究上の目的を定める。

音楽学部

専攻分野において、理論及び応用の研究を通して豊かな表現力と確かな技術を育成するとともに、音楽文化の向上、発展を担うことのできる専門的な知識及び技術を有する人材を養成する。

2 学部学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
音楽学部	音楽学科	80名	320名

(図書館)

第8条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第9条 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第10条 本学に、教育・研究等に関するセンター及び研究所を置くことができる。

2 センター及び研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

- 第12条 本学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。
- 2 本学に、学長を補佐するため、副学長を置くことができる。
 - 3 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。
 - 4 本学に、特任教授、客員教授、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。
 - 5 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

- 第13条 学部に、学部長を置く。学部長は、学長の指示を受けて、学部に関する校務を掌理する。
- 2 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学部長を補佐し、学科の校務を掌理する。
 - 3 学部に副学部長、学科に副学科長を置くことができる。
 - 4 図書館に、図書館長を置く。
 - 5 事務局に、事務局長を置く。

第4節 管理運営委員会、学部長・学科長会議、教授会及び学科会

(管理運営委員会)

- 第14条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に管理運営委員会を置く。
- 2 管理運営委員会は、学長、副学長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。
 - 3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
 - 4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。
 - 一 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - 二 学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - 三 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - 四 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
 - 五 その他、本学の運営に関する重要事項
 - 5 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長・学科長会議)

- 第15条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、

学部長・学科長会議を置く。

- 2 学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長をもって構成する。
- 3 学部長・学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 5 学部長・学科長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第16条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長及び学部の専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の教員を加えることができる。
- 3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 5 教授会は、前項に規定するものの他、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(学科会)

第17条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。

- 2 学科会は、学科の専任の教員をもって構成する。

(委員会)

第18条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日

三 春期休業日（3月1日から3月31日まで）

四 夏期休業日（8月1日から9月20日まで）

五 冬期休業日（12月25日から1月6日まで）

2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第22条 音楽学部の修業年限は、4年とする。ただし、第29条に規定する場合を除く。

(在学年限)

第23条 学生は、音楽学部においては8年を超えて在学することができない。

ただし、第29条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

(入学の資格)

第25条 本学の第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第26条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第27条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

- 2 選考の方法は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第28条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、

その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第29条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業した者又は退学した者
 - 二 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - 三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
 - 四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第31条 授業科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第32条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要と

する内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業演奏、卒業作品等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第35条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第36条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第37条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法)

第38条 学生は、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 前項の履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第39条 メディアを利用して行う授業を、あらかじめ指定した日に情報機器その他の通信手段によって行うことができる。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第40条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第41条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位(第61条の規定により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

第43条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第44条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

る。

- 2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、第23条の在学年限に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第45条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第46条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第49条に定める在学期間を含めることができる。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第47条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署の上、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第23条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第44条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第49条 音楽学部においては、本学に4年以上在学し、別に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第50条 学士の学位については、以下のとおりとする。

学部	学科	学位(専攻分野)
音楽学部	音楽学科	学士(音楽)

(教育職員免許状)

第51条 教育職員免許状を得ようとする者は、第32条に規定するもののほか、別表1の2に定める教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

音楽学部音楽学科 中学校教諭一種免許状(音楽)
高等学校教諭一種免許状(音楽)

第6節 賞罰

(表彰)

第52条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第53条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、情状により譴責、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由なくして出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 厚生補導

(学生指導)

第54条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(保健管理)

第55条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第8節 施設利用

(施設利用)

第56条 本学の施設は、本学の学生及び教職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

(寄宿舍)

第57条 本学に寄宿舍を置くことができる。

2 前項に関する事項は別に定める。

第9節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第58条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者がいるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第59条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第60条 他の大学、大学院又は短期大学(外国の大学、大学院及び短期大学を含む。)の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学、大学院又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生は学期ごとに許可する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第61条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第35条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第62条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第63条 入学検定料及び学生納付金については、別表2及び別表3のとおりとする。

(免除等)

第64条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

2 休学期間中及び留学期間中は、授業料の3分の2を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第65条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜら

れた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第66条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第67条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

第11節 奨学金

(奨学金)

第68条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

- 2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。
- 3 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 公開講座及び各種講習会等

(公開講座、各種講習会等)

第69条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

- 2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。
- 3 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 補 則

(補則)

第70条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和8年度から令和11年度までは、それぞれ次のとおりとする。

令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度

音楽学部

音楽学科

80名

160名

240名

320名

別表1 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数

音楽学部音楽学科

教育課程等の概要						
科目区分	授業科目の名称	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
総合教育科目	人文系	心理学		2		
	宗教学			2		
	芸術学			2		
	美術史			2		
	人文系 小計 (4科目)	0	8	0		
	社会系	音楽とメンタルヘルス		2		
		日本国憲法		2		
		日本近代史		2		
		国際関係論		2		
		太宰府地域・文化学		2		
		金融リテラシー		2		
		メディア論		2		
		音楽と社会的処方		2		
		社会系 小計 (8科目)	0	16	0	
	自然・情報系	デジタルスキルA		2		
		デジタルスキルB		2		
		データリテラシー		2		
		プログラミング入門		2		
		環境論		2		
		パフォーマンスメディスン (声とどののケア)		2		
自然・情報系 小計 (6科目)	0	12	0			
体育系	生涯体育理論と実践1		1			
	生涯体育理論と実践2		1			
	保健体育系 小計 (2科目)	0	2	0		
総合系	大学入門演習	2				
	キャリアデザイン論		2			
	総合系 小計 (2科目)	2	2	0		
語学系	英語コミュニケーションⅠ	1				
	英語コミュニケーションⅡ	1				
	英語コミュニケーションⅢ		1			
	英語コミュニケーションⅣ		1			
	英語コミュニケーションⅤ		1			
	英語コミュニケーションⅥ		1			
	資格英語		1			
	アカデミックリーディング (英語) Ⅰ		1			
	アカデミックリーディング (英語) Ⅱ		1			
	アカデミックライティング (英語) Ⅰ		1			
	アカデミックライティング (英語) Ⅱ		1			
	アカデミックライティング (英語) Ⅲ		1			
	アカデミックライティング (英語) Ⅳ		1			
	プレゼンテーション (英語)		1			
	ティベートとディスカッション (英語)		1			
	イタリア語Ⅰ		1			
	イタリア語Ⅱ		1			
	ドイツ語Ⅰ		1			
	ドイツ語Ⅱ		1			
	フランス語Ⅰ		1			
	フランス語Ⅱ		1			
	中国語Ⅰ		1			
	中国語Ⅱ		1			
	韓国語Ⅰ		1			
	韓国語Ⅱ		1			
	ロシア語Ⅰ		1			
	ロシア語Ⅱ		1			
	日本語Ⅰ		1			
	日本語Ⅱ		1			
日本語Ⅲ		1				
日本語Ⅳ		1				
語学系 小計 (31科目 (留学生4科目含))	2	29	0			
専門教育科目	専攻科目	楽曲制作実技Ⅰ		4		
	楽曲制作実技Ⅱ			4		
	楽曲制作実技Ⅲ			4		
	楽曲制作実技Ⅳ			4		
	楽曲制作実技Ⅴ			4		
	楽曲制作実技Ⅵ			4		
	楽曲制作実技Ⅶ			4		
	楽曲制作実技Ⅷ			4		
	声楽・ミュージカル実技Ⅰ			4		
	声楽・ミュージカル実技Ⅱ			4		
	声楽・ミュージカル実技Ⅲ			4		

教育課程等の概要					
科目 区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
	声楽・ミュージカル実技IV		4		
	声楽・ミュージカル実技V		4		
	声楽・ミュージカル実技VI		4		
専門 教育 科目	専門 科目 目	声楽・ミュージカル実技VII		4	
		声楽・ミュージカル実技VIII		4	
		ピアノ実技 I		4	
		ピアノ実技 II		4	
		ピアノ実技 III		4	
		ピアノ実技 IV		4	
		ピアノ実技 V		4	
		ピアノ実技 VI		4	
		ピアノ実技 VII		4	
		ピアノ実技 VIII		4	
		電子オルガン実技 I		4	
		電子オルガン実技 II		4	
		電子オルガン実技 III		4	
		電子オルガン実技 IV		4	
		電子オルガン実技 V		4	
		電子オルガン実技 VI		4	
		電子オルガン実技 VII		4	
		電子オルガン実技 VIII		4	
		弦楽器実技 I		4	
		弦楽器実技 II		4	
		弦楽器実技 III		4	
		弦楽器実技 IV		4	
		弦楽器実技 V		4	
		弦楽器実技 VI		4	
		弦楽器実技 VII		4	
		弦楽器実技 VIII		4	
		管打楽器実技 I		4	
		管打楽器実技 II		4	
		管打楽器実技 III		4	
		管打楽器実技 IV		4	
		管打楽器実技 V		4	
		管打楽器実技 VI		4	
		管打楽器実技 VII		4	
		管打楽器実技 VIII		4	
		管打合奏 I		2	
		管打合奏 II		2	
		音楽理論演習 I		2	
		音楽理論演習 II		2	
		対位法 I		2	
		対位法 II		2	
		対位法 III		2	
		対位法 IV		2	
		対位法演習 I		2	
		対位法演習 II		2	
		管弦楽法演習 I		2	
		管弦楽法演習 II		2	
		管弦楽法演習 III		2	
		管弦楽法演習 IV		2	
		楽曲研究1		2	
		楽曲研究2		2	
		ダンス・パフォーマンス I		1	
		ダンス・パフォーマンス II		1	
ダンス・パフォーマンス III		1			
ダンス・パフォーマンス IV		1			
オペラ・ミュージカル概論		2			
オペラ基礎演習 I		2			
オペラ基礎演習 II		2			
オペラ基礎演習 III		2			
オペラ演習 I		2			
オペラ演習 II		2			
オペラ演習 III		2			
オペラ演習 IV		2			
ミュージカル基礎演習 I		2			
ミュージカル基礎演習 II		2			
ミュージカル基礎演習 III		2			
ミュージカル演習 I		2			
ミュージカル演習 II		2			
ミュージカル演習 III		2			
ミュージカル演習 IV		2			
歌曲演習 I		2			
歌曲演習 II		2			

教育課程等の概要					
科目 区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
	歌曲演習Ⅲ		2		
	歌曲演習Ⅳ		2		
	歌曲演習Ⅴ		2		
	歌曲演習Ⅵ		2		
	歌曲演習Ⅶ		2		
	和声Ⅰ		2		
専門 教育 科目	専門 科目	和声Ⅱ		2	
		和声Ⅲ		2	
		和声Ⅳ		2	
		和声Ⅴ		2	
		和声Ⅵ		2	
		ソルフェージュⅠ		1	
		ソルフェージュⅡ		1	
		ソルフェージュⅢ		1	
		ソルフェージュⅣ		1	
		ソルフェージュⅤ		1	
		ソルフェージュⅥ		1	
		演奏解釈Ⅰ		2	
		演奏解釈Ⅱ		2	
		演奏解釈Ⅲ		2	
		演奏解釈Ⅳ		2	
		ピアノ・デュオⅠ		1	
		ピアノ・デュオⅡ		1	
		ピアノ・デュオⅢ		1	
		ピアノ・デュオⅣ		1	
		ピアノ・デュオⅤ		1	
		ピアノ・デュオⅥ		1	
		ピアノ・デュオⅦ		1	
		ピアノ・デュオⅧ		1	
		伴奏法Ⅰ		2	
		伴奏法Ⅱ		2	
		伴奏法Ⅲ		1	
		伴奏法Ⅳ		1	
		ピアノ伴奏法		2	
		キーボードハーモニーⅠ		2	
		キーボードハーモニーⅡ		2	
		弦楽合奏Ⅰ		2	
		弦楽合奏Ⅱ		2	
		オーケストラⅠ		2	
		オーケストラⅡ		2	
		オーケストラⅢ		2	
		オーケストラⅣ		2	
		オーケストラⅤ		2	
		オーケストラⅥ		2	
		吹奏楽Ⅰ		2	
		吹奏楽Ⅱ		2	
		吹奏楽Ⅲ		2	
		吹奏楽Ⅳ		2	
		吹奏楽Ⅴ		2	
		吹奏楽Ⅵ		2	
		作曲法		2	
		コンピューターサウンドテクニクⅠ		2	
		コンピューターサウンドテクニクⅡ		2	
		コンピューターサウンドテクニクⅢ		2	
		コンピューターサウンドテクニクⅣ		2	
		音楽基礎Ⅰ		1	
音楽基礎Ⅱ		1			
合唱Ⅰ		1			
合唱Ⅱ		1			
合唱Ⅲ		1			
合唱Ⅳ		1			
合唱Ⅴ		1			
合唱Ⅵ		1			
合唱Ⅶ		1			
合唱Ⅷ		1			
指揮法Ⅰ		2			
指揮法Ⅱ		2			
合奏		1			
室内楽Ⅰ		1			
室内楽Ⅱ		1			
室内楽Ⅲ		1			
室内楽Ⅳ		1			
ジャズ・ポピュラー演習Ⅰ		2			
ジャズ・ポピュラー演習Ⅱ		2			

教育課程等の概要					
科目 区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
	ジャズ・ポピュラー演習Ⅲ		2		
	ジャズ・ポピュラー演習Ⅳ		2		
	ジャズ・ポピュラー演習Ⅴ		2		
	ジャズ・ポピュラー演習Ⅵ		2		
	クラシック・バレエⅠ		1		
	クラシック・バレエⅡ		1		
	クラシック・バレエⅢ		1		
	クラシック・バレエⅣ		1		
	バロックダンスⅠ		1		
専門 教育 科目	バロックダンスⅡ		1		
	バロックダンスⅢ		1		
	バロックダンスⅣ		1		
	副科ピアノⅠ		1		
	副科ピアノⅡ		1		
	副科ピアノⅢ		1		
	副科ピアノⅣ		1		
	副科ピアノⅤ		1		
	副科ピアノⅥ		1		
	副科ピアノⅦ		1		
	副科ピアノⅧ		1		
	副科実技Ⅰ		1		
	副科実技Ⅱ		1		
	音楽ビジネス概論Ⅰ		2		
	音楽ビジネス概論Ⅱ		2		
	音楽ビジネス概論Ⅲ		2		
	音楽ビジネス概論Ⅳ		2		
	音楽ビジネス概論Ⅴ		2		
	音楽ビジネス概論Ⅵ		2		
	音楽ビジネス演習Ⅰ		2		
	音楽ビジネス演習Ⅱ		2		
	音楽ビジネス演習Ⅲ		2		
	音楽ビジネス演習Ⅳ		2		
	音楽ビジネス演習Ⅴ		2		
	音楽ビジネス演習Ⅵ		2		
	音楽ビジネス学外実習		2		
	ビジネス最前線1	1			
	ビジネス最前線2	1			
	ビジネス最前線3		1		
	ビジネス最前線4		1		
	DTM演習Ⅰ		2		
	DTM演習Ⅱ		2		
	DTM演習Ⅲ		2		
	DTM演習Ⅳ		2		
	画像・映像制作演習Ⅰ		2		
	画像・映像制作演習Ⅱ		2		
	WEB制作演習Ⅰ		2		
	WEB制作演習Ⅱ		2		
	コンピュータ基礎A		2		
	コンピュータ基礎B		2		
	プログラミング演習Ⅰ		2		
	プログラミング演習Ⅱ		2		
	プログラミング演習Ⅲ		2		
	プログラミング演習Ⅳ		2		
	レコーディングテクニックⅠ		2		
	レコーディングテクニックⅡ		2		
	ネットワーク・セキュリティ・クラウド		2		
	AI・データ処理		2		
	ゲーム制作Ⅰ		2		
	ゲーム制作Ⅱ		2		
	ゲーム制作Ⅲ		2		
	映像音楽制作演習Ⅰ		2		
	映像音楽制作演習Ⅱ		2		
	情報処理総論Ⅰ		2		
	情報処理総論Ⅱ		2		
	モバイルアプリケーション		2		
	音楽キャリア1		2		
音楽キャリア2		2			
音楽アウトリーチ		2			
西洋音楽史1	2				
西洋音楽史2	2				
鍵盤音楽史		2			
管弦楽史		2			
オペラ・ミュージカル史		2			
日本音楽概論		2			

教育課程等の概要						
科目区分	授業科目の名称	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
	世界音楽概論		2			
	ポピュラー音楽概論		2			
	日本伝統音楽演習		2			
	音楽科指導法Ⅰ		2			
	音楽科指導法Ⅱ		2			
	音楽科指導法Ⅲ		2			
	音楽科指導法Ⅳ		2			
	学内・学外作品発表Ⅰ		1			
	学内・学外作品発表Ⅱ		1			
	学内・学外演奏Ⅰ		1			
	学内・学外演奏Ⅱ		1			
	卒業プロジェクトⅠ		2			
専門教育科目	卒業プロジェクトⅡ		2			
	卒業作品		2			
	卒業演奏		2			
	卒業研究・制作		2			
	専門科目 小計 (249科目)	6	527	0		
	教職課程科目	教育原理		2		
		教師論		2		
		教育行政		2		
		教育心理		2		
		特別支援教育概論		1		
		教育課程概論		2		
		道徳教育指導論		2		
		特別活動および総合的な学習の時間の指導法		2		
		教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)		2		
		生徒・進路指導論		2		
		教育相談概論		2		
		教育実習Ⅰ		1		
		教育実習Ⅱ		2		
		教育実習Ⅲ		2		
	教職実践演習(中学校・高等学校)		2			
教職課程科目 小計 (14科目)	0	28	0			
音楽療法士養成課程科目	音楽療法概論		2			
	音楽療法各論Ⅰ		2			
	音楽療法各論Ⅱ		2			
	音楽療法各論Ⅲ		2			
	音楽療法の理論と技法Ⅰ		2			
	音楽療法の理論と技法Ⅱ		2			
	音楽療法研究		2			
	社会福祉		2			
	保育学		2			
	公衆衛生学		2			
	発達心理学		2			
	臨床医学概論		2			
	臨床心理学概論		2			
	看護学概論		2			
	音楽療法総合演習		2			
	音楽療法実習Ⅰ		2			
	音楽療法実習Ⅱ		2			
	事前事後指導		1			
音楽療法士養成課程科目 小計 (18科目)	0	35	0			
合計 (335科目 (留学生4科目含))		10	659	0		
卒業要件及び履修方法						
<p>卒業単位数 卒業要件124単位以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合教育科目：20単位 (学科共通) 総合系：必修2単位、語学系：必修2単位/選択6単位以上、これ以外に総合教育科目から選択10単位以上 専門教育科目：104単位 (内訳は履修コースにより異なる) <p><楽曲制作(作曲)コース> 専門科目：コース必修69単位/選択必修4単位以上、これ以外に専門科目から選択31単位以上 <声楽・ミュージカルコース> 専門科目：コース必修71単位/選択必修10単位以上、これ以外に専門科目から選択23単位以上 <ピアノコース> 専門科目：コース必修74単位/選択必修4単位以上、これ以外に専門科目から選択26単位以上 <弦打楽器コース></p> <p>【弦楽器】 専門科目：コース必修78単位、これ以外に専門科目から選択26単位以上</p> <p>【管打楽器】 専門科目：コース必修86単位、これ以外に専門科目から選択18単位以上</p> <p><音楽ビジネスコース> 専門科目：コース必修72単位、これ以外に専門科目から32単位以上 <ミュージック・テクノロジーコース> 専門科目：コース必修72単位/選択必修6単位、これ以外に専門科目から26単位以上</p>						

別表 2 入学検定料

(単位：円)

	入学検定料
音楽学部	30,000

別表 3 学生納付金

(単位：円)

学生納付金	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費	年度合計
1年	200,000	1,000,000	100,000	300,000	1,600,000
2年	—	1,000,000	100,000	300,000	1,400,000
3年	—	1,000,000	100,000	300,000	1,400,000
4年	—	1,000,000	100,000	300,000	1,400,000

福岡国際音楽大学教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡国際音楽大学学則第16条の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 福岡国際音楽大学に、教授会を置く。

(代表者会議)

第3条 教授会に代表者会議を置くことができる。

- 2 代表者会議は、副学長、学部長及び学科長等の意見を聴いて、学長が指名した者をもって構成する。
- 3 代表者会議は、学長が招集する。
- 4 代表者会議に議長を置き、学長をもってこれに充てる。ただし、学長が認めた場合は、学長が指名した副学長又は学部長が学長に代わり議長となることができる。
- 5 代表者会議による議決をもって教授会の議決とすることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集通知)

第5条 学長は、教授会の招集に当たり、その日時、場所及び議案をあらかじめ当該構成員に通知しなければならない。

(議事)

第6条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第7条 教授会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。